

投票所設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

投票所設置に関する質問主意書

若年層の投票率向上に関する質問に対する答弁書（平成十九年十一月六日内閣参質一六八第三五号）において、投票の秘密等を確保するために必要な場所・設備を有する等の条件を満たせば、ショッピングセンター等への投票所の設置が可能であることを確認した。これを踏まえ、来る総選挙において投票率の向上を図るため、各自治体の選挙管理委員会に対してより投票がしやすい場所への投票所の設置を働きかけるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

